

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2008-541998

(P2008-541998A)

(43) 公表日 平成20年11月27日(2008.11.27)

(51) Int.Cl.
A 4 5 D 24/22 (2006.01)

F I
A 4 5 D 24/22

テーマコード (参考)

B

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2008-516044 (P2008-516044)
 (86) (22) 出願日 平成18年6月20日 (2006. 6. 20)
 (85) 翻訳文提出日 平成19年12月5日 (2007. 12. 5)
 (86) 国際出願番号 PCT/US2006/024338
 (87) 国際公開番号 W02007/097774
 (87) 国際公開日 平成19年8月30日 (2007. 8. 30)
 (31) 優先権主張番号 05013431.1
 (32) 優先日 平成17年6月22日 (2005. 6. 22)
 (33) 優先権主張国 欧州特許庁 (EP)
 (31) 優先権主張番号 11/359, 716
 (32) 優先日 平成18年2月22日 (2006. 2. 22)
 (33) 優先権主張国 米国 (US)

(71) 出願人 590005058
 ザ プロクター アンド ギャンブル カ
 ンパニー
 アメリカ合衆国オハイオ州, シンシナティ
 ー, ワン プロクター アンド ギャンブ
 ル プラザ (番地なし)
 (74) 代理人 100110423
 弁理士 曾我 道治
 (74) 代理人 100084010
 弁理士 古川 秀利
 (74) 代理人 100094695
 弁理士 鈴木 憲七
 (74) 代理人 100111648
 弁理士 梶並 順

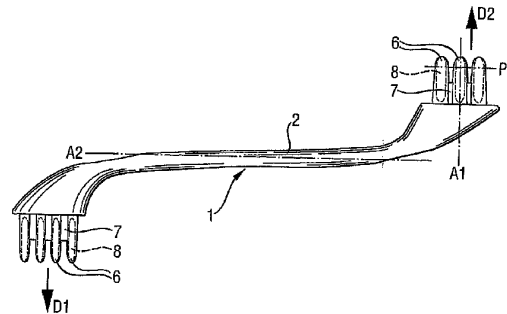
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 毛髪トリートメントアプリケーター

(57) 【要約】

毛髪トリートメント製品を毛髪に適用するための毛髪トリートメントアプリケーター(1)が提供される。アプリケーターは、

第1の端部と第2の端部とを含むハンドル(2)と、前記毛髪トリートメント製品を受け入れ、保持し、広げるための第1の保持構造体(3a)及び第2の保持構造体(3b)であって、前記ハンドルに接続された第1の保持構造体(3a)及び第2の保持構造体(3b)とを備える。前記第1の保持構造体及び前記第2の保持構造体は、それぞれ前記第1の端部及び前記第2の端部に位置し、前記保持構造体は互いに異なる。



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

毛髪トリートメント製品を毛髪に適用するための毛髪トリートメントアプリケーション（1）であって、

第1の端部と第2の端部とを含むハンドル（2）と、

前記毛髪トリートメント製品を受け入れ、保持し、広げるための第1の保持構造体（3a）及び第2の保持構造体（3b）であって、前記ハンドルに接続された第1の保持構造体（3a）及び第2の保持構造体（3b）と

を備えた毛髪トリートメントアプリケーション（1）において、

前記第1の保持構造体及び前記第2の保持構造体は、それぞれ前記第1の端部及び前記第2の端部に位置し、前記第1の保持構造体及び前記第2の保持構造体は互いに異なることを特徴とする、毛髪トリートメントアプリケーション。

10

【請求項 2】

前記第1の保持構造体及び前記第2の保持構造体の一方は、2つのヘッド（4a、4b）を含む、請求項1に記載の毛髪トリートメントアプリケーション。

【請求項 3】

前記第1の保持構造体及び前記第2の保持構造体の他方は、1つのヘッド（5）を含む、請求項2に記載の毛髪トリートメントアプリケーション。

【請求項 4】

前記第1の保持構造体及び前記第2の保持構造体のうちの少なくとも1つの保持構造体は、歯（6）を含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の毛髪トリートメントアプリケーション。

20

【請求項 5】

前記歯を含む前記保持構造体は、少なくとも1つのバッフル（7）を更に含む、請求項4に記載の毛髪トリートメントアプリケーション。

【請求項 6】

前記歯は、前記歯の長手軸（A1）に平行である面（P）の横断面において、前記ヘッドの中央の面（P'）に向かってくぼんでいる表面を有する、請求項4に記載の毛髪トリートメントアプリケーション。

【請求項 7】

前記第1の保持構造体及び前記第2の保持構造体は、略反対であると共に前記ハンドルの長手軸（A2）に対して垂直である方向（D1、D2）を向いている、請求項1～6のいずれか一項に記載の毛髪トリートメントアプリケーション。

30

【請求項 8】

請求項1～7のいずれか一項に記載の毛髪トリートメントアプリケーションと、毛髪トリートメント製品とを含むキットオブパーツ。

【請求項 9】

毛髪トリートメント製品及び請求項1～7のいずれか一項に記載の毛髪トリートメントアプリケーションで毛髪を処理する方法であって、

40

前記毛髪トリートメントアプリケーションを前記ハンドルで保持して、前記毛髪トリートメント製品を前記第1の保持構造体及び前記第2の保持構造体のうちの少なくとも1つの保持構造体に適用する工程と、

その後、前記保持構造体を毛髪の選択された1つ又は複数のストランドに適用する工程とを含む方法。

【請求項 10】

前記毛髪トリートメントアプリケーションを前記ハンドルで保持して、前記毛髪トリートメント製品を他方の保持構造体に適用する工程と、

その後、前記他方の保持構造体を毛髪の別の選択されたストランドに適用する工程と

50

を更なる後続の工程として含む、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

前記毛髪トリートメント製品は、毛髪着色製品、又は毛髪の選択されたストランドの漂白のための製品である、請求項 8 に記載のキットオブパーツ、又は請求項 9 及び 10 に記載の方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、毛髪トリートメント装置に関する。より詳しくは、本発明は、例えば染毛剤、又は好ましくは毛髪の選択されたストランドの漂白のための製品などの、毛髪トリートメント製品を適用するためのアプリケーションに関する。

10

【背景技術】

【0002】

毛髪トリートメント製品を毛髪に適用するためのアプリケーションは、既知である。典型的には、2 タイプのアプリケーションがある。既知のアプリケーションの第 1 のタイプは、ハンドルと、該ハンドルに接続している保持構造体とを備える。この設計において、該構造体は、該毛髪トリートメント製品を受け入れ、保持し、広げるためのものであり、一般的に一連の歯から成る。このようなアプリケーションは、米国特許第 6,079,420 号、米国特許第 6,142,157 号、及びより近年には米国特許第 2004/0065338 号に開示されている。これらのアプリケーションは全て、所定の配置の歯を含む保持構造体を有する。歯を有するこのようなアプリケーションは、毛根から毛髪の先端まで、及び/又はストランドごとに、一貫した結果をもたらす。しかしながら、毛髪の異なる領域が、異なる適用パターンを必要とすることがあるのに対し、歯を有するこのようなアプリケーションは、毛髪トリートメント製品の適用パターンに関して柔軟性をほとんど、又は全く提供しない。第 2 のタイプのアプリケーションは、歯の代わりに剛毛を有するブラシを含む。剛毛を有するこのようなアプリケーションは、求められる柔軟性を提供するが、根から先端まで、又はストランドごとの一貫した結果をもたらさない。それ故に、現在これら両方の必要性を満たすアプリケーション設計はない。

20

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

30

【0003】

したがって、本発明の目的は、これらの欠点に対処するアプリケーションを提供することである。特に、本発明の目的は、毛髪トリートメント製品の適用パターンにおいていくらかの柔軟性を可能にし、特定のパターンが選択されたら毛髪トリートメント製品の一貫した適用を確実にする、毛髪トリートメント製品のためのアプリケーションを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0004】

本発明の最も広い実施形態では、本発明は、毛髪トリートメント製品を毛髪に適用するための毛髪トリートメントアプリケーション(1)を包含し、該アプリケーションは、

40

第 1 の端部と第 2 の端部とを含むハンドル(2)と、

前記毛髪トリートメント製品を受け入れ、保持し、広げるための第 1 の保持構造体(3a)及び第 2 の保持構造体(3b)であって、前記ハンドルに接続された第 1 の保持構造体(3a)及び第 2 の保持構造体(3b)とを備え、

前記第 1 の保持構造体及び前記第 2 の保持構造体は、それぞれ前記第 1 の端部及び前記第 2 の端部に位置し、前記保持構造体が互いに異なる。

【0005】

第 2 の実施形態においては、本発明は、キットオブパーツ、及び毛髪トリートメント製品を包含する。第 3 の実施形態においては、本発明は、毛髪トリートメント製品及び本発明のアプリケーションで毛髪を処理する方法を包含する。

50

【発明を実施するための最良の形態】

【0006】

アプリケーション

本発明のアプリケーション(1)は、2つの端部を有するハンドル(2)を含む。

【0007】

第1の端部には第1の保持構造体(3a)が提供され、第2の端部には第2の保持構造体(3b)が提供される。該保持構造体のそれぞれは、毛髪に適用される毛髪トリートメント製品を受け入れ保持することができる。「保持」とは、構造体が、毛髪トリートメント製品が該構造体から自由に滴るのを防ぎ、そのため製品が該構造体から滴る前にユーザーが製品を毛髪に適用することができるようにすることを意味する。そのために、該保持構造体のそれぞれは、スポンジ状材料、又は支持面上に配置された剛毛若しくは歯などの様々な要素を含むことができ、ここで該支持面の平面は該歯若しくは該剛毛の方向に対して略垂直である。本発明の好ましいアプリケーションでは、保持構造体は、支持面上で所定のパターンに配置された複数の歯(6)を含む。実に、毛髪トリートメント製品の適用の一貫したパターンには歯が最も適切であると考えられている。最も好ましくは、両方の保持構造体が、そのような支持面上でいくつかの平行線に沿って配置された歯を含む。歯が支持面なしに単一の線に沿って配置されている櫛様の構造体は、本発明に好適であるとは考えられていない。ハンドルの2つの端部に位置する保持構造体が互いに異なり、それ故に毛髪トリートメント製品の適用パターンに柔軟性を可能にすることが、重要である。2つの保持構造体が、異なる製品適用パターンを毛髪に提供するならば、保持構造体はどのような態様で異なってもよい。例えば、1つの構造体がスポンジを含み、もう1つの構造体が歯を含んでよい。しかしながら、好ましい実施においては、両方の構造体が歯を含むが、歯は2つの保持構造体において異なって配置される。

10

20

【0008】

本発明の最も好ましい実施形態では、保持構造体の1つ(3a)は、2つのヘッド(4a、4b)を含み、該ヘッドのそれぞれは、複数の歯(6)を含み、もう1つの保持構造体(3b)は、1つのヘッド(4c)のみを含み、該ヘッドは複数の歯(6)を含む。図3に示される実施では、2つの構造体における歯の配置及びサイズは異なり、構造体自体のサイズも異なる。図3の実施における構造体(3b)は、毛髪トリートメント製品のはるかによりの確な適用を可能にし、毛髪のより小さい部分又は頭の後部の毛髪への適用に好適である。

30

【0009】

好ましい実施形態では、ハンドルの長手軸(A2)に略平行な歯の間に少なくとも1つのバッフル(7)が供給される。バッフルの高さは、好ましくは歯の長さの約半分以下である。バッフルは、構造体に適用された後、且つ毛髪に適用される前に、製品を保持するのを助ける。最も好ましい実施形態では、ハンドルの長手軸に平行に整列された全歯の間にバッフルが供給される。

【0010】

好ましい実施形態では、歯は、歯の長手軸(A1)に平行である、面(P)の横断面においてヘッドの中央の面(P')に向かってくぼんでいる表面(8)を有する。実に、我々は、このようなくぼんだ構造体が、毛髪のストランドに沿って製品を引き出すのを助け、残留製品が保持構造体に残るのを防ぐことを発見した。

40

【0011】

好ましい実施形態では、保持構造体(3a、3b)は、略反対でありハンドルの長手軸(A2)に対して垂直である方向(D1、D2)を向いている。実に、我々は、アプリケーションが最も便利に使用されるのが、この構成においてであることを発見し、保持構造体の1つのみが、任意の時点で製品を毛髪に適用する。

【0012】

本明細書に記載される好ましい特徴(バッフル、くぼんでいる歯、反対方向を向いている保持構造体)のいずれもが、独立して、例えば本発明によるものではないアプリケーション

50

に、使用されることもできる。このようなアプリケーションは、ここで開示される対象に対する本出願からの優先権を請求する他の特許出願にあるこのようなアプリケーションの特許権保護を求める権利留保のために、本明細書に、又は本特許出願からの分割特許 (divisionals) に明確に開示されている。

【 0 0 1 3 】

キットオブパーツ

第2の実施形態では、本発明は、本明細書に記載されるアプリケーションを含むキットオブパーツ、及び毛髪トリートメント製品を包含する。毛髪トリートメント製品は、好ましくは毛髪のストランド/部分をハイライト/染色/着色するための製品である。キットオブパーツは、好ましくは、以下の部分に説明される方法を行うための使用説明書を更に含む。

10

【 0 0 1 4 】

方法

第3の実施形態では、本発明は、毛髪トリートメント製品及び本明細書に記載されるアプリケーションで毛髪を処理する方法を包含する。本方法は、アプリケーションをハンドルで保持して、毛髪トリートメント製品を保持構造体の少なくとも1つに適用する工程と、その後、前記保持構造体を毛髪の選択された1つ又は複数のストランドに適用する工程とを含む。これら2つの工程は、処理されるべき全ての毛髪が処理されるまで繰り返される。毛髪の1つのストランドが処理された後に保持構造体がおおむねの製品を含む場合は、保持構造体にいくつかの更なる製品を適用する前に毛髪の別のストランドを処理することができる。

20

【 0 0 1 5 】

本発明の方法は、アプリケーションをハンドルで保持して、前記製品をアプリケーションの他方の保持構造体に適用する工程と、その後、前記他方の保持構造体を毛髪の別の選択されたストランド、好ましくは最初の工程で処理されていないストランドに適用する工程とを更なる後続の工程として更に含んでもよい。

【 0 0 1 6 】

本発明の好ましい実施形態では、本方法は、毛髪のストランドをハイライトするための方法である。

【 図面の簡単な説明 】

30

【 0 0 1 7 】

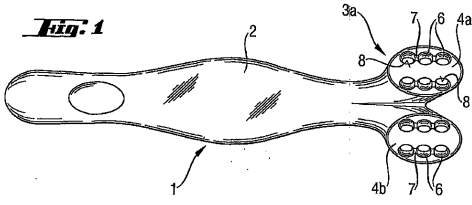
【 図 1 】 アプリケーションの底面図である。

【 図 2 】 アプリケーションの側面図である。

【 図 3 】 アプリケーションの平面図である。

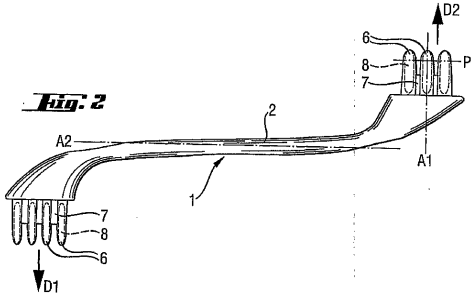
【 図 1 】

Fig. 1



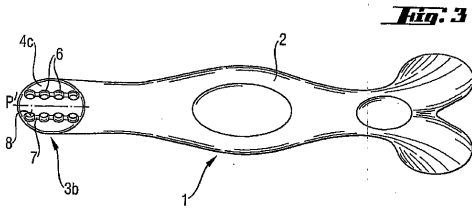
【 図 2 】

Fig. 2



【 図 3 】

Fig. 3



【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No PCT/US2006/024338

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER INV. A45D24/02 ADD. A45D19/00		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) A45D		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practical, search terms used) EPO-Internal, WPI Data, PAJ		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 4 566 472 A (MUELLER SIEGFRIED [DE] ET AL) 28 January 1986 (1986-01-28) column 2, line 53 - column 4, line 68	1-11
X	US 6 250 312 B1 (DASILVA DENIVALDO G [US]) 26 June 2001 (2001-06-26) column 4, line 16 - column 5, line 18	1-4,7-9, 11
Y	US 2004/065338 A1 (COLACIOPPO KEITH [US] ET AL) 8 April 2004 (2004-04-08) cited in the application paragraphs [0023] - [0044]	1-5,7-11
Y	US 2 292 357 A (YATES BERRY ETHEL) 11 August 1942 (1942-08-11) column 2, line 2 - column 3, line 5	1-5,7-11
-/-		
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		<input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.
* Special categories of cited documents :		
A document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance *E* earlier document but published on or after the international filing date *L* document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) *O* document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means *P* document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed		*T* later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention *X* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone *Y* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art. *&* document member of the same patent family
Date of the actual completion of the international search 10 October 2006		Date of mailing of the international search report 17/10/2006
Name and mailing address of the ISA/ European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Tx. 31 651 epo nl, Fax: (+31-70) 340-3016		Authorized officer Koob, Michael

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No
PCT/US2006/024338

C(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	US 1 624 753 A (DIOS MORENO JUAN DE) 12 April 1927 (1927-04-12) page 1, line 38 - page 2, line 2	1-5,7-11

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

information on patent family members

International application No
PCT/US2006/024338

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)	Publication date	
US 4566472	A	28-01-1986 DE EP	3221410 A1 0096310 A1	08-12-1983 21-12-1983
US 6250312	B1	26-06-2001 AU WO	6271600 A 0106887 A1	13-02-2001 01-02-2001
US 2004065338	A1	08-04-2004	NONE	
US 2292357	A	11-08-1942	NONE	
US 1624753	A	12-04-1927	NONE	

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, NL, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, LY, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW

(74)代理人 100147500

弁理士 田口 雅啓

(72)発明者 デズモンド, エリザベス アイリーン

イギリス国、パークシャー、アールジー7、6エイチキュー、リーディング、サウスエンド、ブラッドフィールド、ヒース、ロード 39

(72)発明者 グルゼリエ, ジュリアン リチャード ジョン

イギリス国、ウィルトシャー、エスピー5、1ジェイエヌ、ソールズベリー、ウェスト、ディーン、ピルグリムズ、クロフト

(72)発明者 ハイマン, デイヴィッド リチャード

イギリス国、ミドルセックス、ティーダブリュー1、4エイエクス、トゥィックナム、ヒース、ロード、ポープスグローヴ、マンションズ 19ビー

(72)発明者 イクバル, オスマ

イギリス国、パークシャー、アールジー1、7ユーアール、リーディング、ウェイレン、ストリート 10